

議案第46号

加西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

加西市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和3年6月2日提出

加西市長 西村 和平

加西市手数料条例の一部を改正する条例

加西市手数料条例（昭和 42 年加西市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

別表 17 の項を次のように改める。

17	削除
----	----

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

(審議資料)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和3年5月19日に公布され、マイナンバーカードの発行主体が地方公共団体情報システム機構となり、手数料についても同機構が設定することとなったことから、マイナンバーカードの再交付手数料の規定を削除するもの。